

YUBISからのご案内、創業・起業に関する情報を、毎月、お知らせ  
します。ご活用ください。

**第3号**

発行日2003年5月1日

### YUBISからのお知らせ

- ・「利用者規則」の概要
- ・新規開業の心得
- ・開業を成功させる要素
- ・中小企業創造活動促進法

### 平成15年4月16日 YUBIS 除幕式



産学公連携・創業支援機構と工学部の関係者により  
除幕が行われました。

左から、松田副工学部長、古川TLO専門委員会委員長、  
杉原副機構長、加藤機構長（学長）、三木YUBIS施設長、  
清水CRCセンター長

### YUBIS内のご案内



## YUBISの「利用者規則」の概要をご紹介します。

## 【施設の利用】（第2条）

YUBIS入居者は、入居の許可を受けたレンタル室並びに商談室、ラウンジを利用することができます。

## 【入居の許可】（第3条）

レンタル室の入居の許可は、「YUBIS選考委員会」において決定します。

## 【入居期間】（第4条）

レンタル室の入居期間は、創業・起業前の個人の場合は、原則1年、共同研究等により新事業展開を図る企業の場合は、原則3年とします。

なお、個人が起業により会社組織となった場合は、その後、原則3年間入居できます。

また、入居期間を経過する場合には、毎年、YUBIS選考委員会の審査を経て、延長をすることができます。

但し、延長期間は、創業・起業前の個人にあっては1年、企業にあっては2年間です。

## 【機器の持ち込み】（第5条）

レンタル室に機械類を持ち込む場合には、予め、YUBIS施設長の許可が必要です。

## 【使用料】（第6条）

レンタル室の使用料は、1,206円/㎡・月です。

但し、教員は4,000円/㎡・年、学生が単独あるいは学生のグループで創業・起業を行う場合は使用料は免除されます。

なお、光熱水費、通話料、通信費などは実費を負担していただきます。

## 【使用料等の納付】（第7条）

毎月月末までに当月分のレンタル室使用料を支払っていただきます。

光熱水費、通話料、通信費などは別途徴収します。

## 【禁止事項】（第8条）

レンタル室を許可以外の用途に利用してはいけません。

賃借権を譲渡したり、レンタル室を転貸してはいけません。

## 【原状変更】（第9条）

利用許可を受けたレンタル室を次のように変更する場合には、あらかじめYUBIS施設長の承諾を受ける必要があります。

なお、変更に伴う費用は、入居者の負担となります。

また、賃借契約が終了する時には、入居者の負担で原状回復していただきます。

- (1) 造作・設備の新設・付加・除去・変更
- (2) 電気器具、水道、ガス等の新設・移転・除去
- (3) その他レンタル室の原状の変更

## 【滅失等に対する責任】（第10条）

YUBISに損傷等を与えたときには、原状に回復し、その損害を賠償していただきます。

## 【入居者の義務】（第11条）

入居者は善良な管理者の注意をもって使用するとともに、公害防止等の環境保全及び災害防止に努めていただきます。

## 【補償責任】（第12条）

停電、電磁波障害、その他の事故等により、入居者の機器等が使用不能となった場合、YUBISは入居者に対して補償は行いません。

## 【秘密の保持】（第13条）

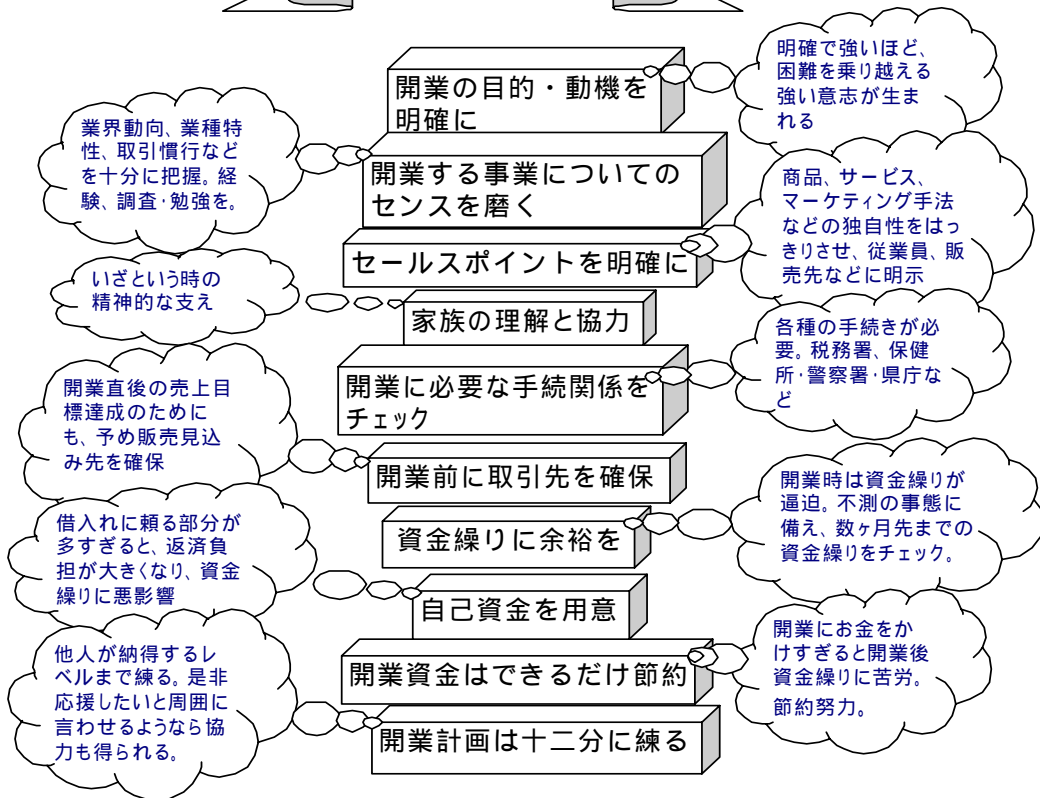
入居者及び利用者は、YUBIS内において知り得た他人の業務上の秘密を、第三者に漏らしたり、他の目的に利用してはいけません。

## 【利用許可の取消】（第14条）

YUBIS施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができます。

- (1) 許可の条件に違反したとき
- (2) 第8条から第11条までのいずれかの規定に違反したとき
- (3) 正当な事由によらないで、1月以上レンタル室を使用しないとき
- (4) 偽りその他不正な手段により入居の許可を受けたとき
- (5) その他管理運営上支障があるとYUBIS施設長が判断したとき

新規開業の心得



開業を成功させる要素

個人で努力する重要なポイント

優れたアイデア

同業者にない優れたアイデア。それをわかりやすい形にして取引先に示す。

自己資金

先立つものは資金。ベースは自己資金。自己資金をどれだけ準備できるかがポイント。

事業の経験

単に知識として知っているだけでなく、十分な経験が必要。

幅広い人脈

開業時にどれだけの人脈を持っているか、開業後にどれだけ人脈を広げられるか。

綿密な情報収集

売上と利益を的確に予測するため、十分に情報収集。統計データだけでなく、現地に行き、生きた情報を収集。

ベンチャーブームの歴史

第1次ベンチャーブーム(1970年～73年末)  
 研究開発型企業の登場

素材産業中心の大量生産・大量消費産業から加工組立型産業(自動車、電機等)への転換期  
 研究開発型のハイテクベンチャー企業が多く輩出  
 第1次石油ショックによる不況期突入で霧散

第2次ベンチャーブーム(1982年～86年)  
 ベンチャーキャピタルが主役

製造業中心の産業構造から転換、流通・サービス業中心の第三次産業の拡大期  
 日本型投資事業組合の考案、ラント債の活用、ジャストダック(店頭株)の上場基準緩和など  
 ベンチャーキャピタルの設立ラッシュ  
 85年末～の円高不況等により「ベンチャー冬の時代」へ

第3次ベンチャーブーム(1995年～現在)  
 第三の創業の波

バブル崩壊、長期不況に突入の95年からスタート  
 各省庁が垣根を越えて、制度・政策づくり  
 創造的中小企業促進法(95年)  
 各県「ベンチャー財団」設立、「ベンチャープラザ」開催(96年)  
 「ストックオプション」導入、未公開株売買の解禁、国立大学教員の兼職禁止の緩和、VBLの設置など(97年)  
 TLOの推進、「有限責任投資事業組合」の制度化など(98年)  
 「中小企業基本法」の抜本的改正など(99年)  
 明治維新、第二次世界大戦直後に次ぐ「第三の創業の波」

『日経文庫「ベンチャー企業」新版 著者 松田修一』より作成

## 中小企業創造活動加進法

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法

〇創造的事業活動を行う中小企業の方々に支援

こんな支援が受けられます

「創造的事業活動」とは、創業や研究開発、事業化を通じて、新製品、サービス等を生み出すとする取り組み

研究開発のための補助金制度を利用したい

融資を受けたいが担保が不足している

政府系金融機関の低利融資制度を利用したい

研究開発等に必要資金を株式などで調達したい

資本の充実を図りたい

設備の導入を図りたい

### 地域活性化創造技術研究開発事業

中小企業等が行う新製品開発、新技術開発等について、研究開発に要する原材料、機械装置費等の経費の一部を補助 計画の認定+県の審査

### 信用保証協会の債務保証制度の拡充

新事業開始保険制度(商品、役務の内容、提供の手段等が中小企業者に広く企業化されていない技術を用いた事業等に対する債務保証のための保険制度)の拡充 計画の認定+協会の審査

### 政府系金融機関の低利融資制度の充実

新事業育成等融資(中小企業金融公庫)  
新時期業・女性・中高年起業家貸付(国民生活金融公庫)  
異業種交流促進特別貸付(商工組合中央金庫)  
計画の認定+公庫等の審査

### 指定支援機関による直接金融支援等

県の財団等(ベンチャー財団)が、創造的中小企業の発行する株式や社債(新株予約権付社債、新株予約権付社債に準じる社債)の引受けを行うベンチャーキャピタルに対して投資原資を託託  
間接投資事業により社債の引受けを行ったベンチャーキャピタルに対し、社債元本を債務保証ベンチャー財団が、創造的中小企業の発行する株式や社債の引受けを行う  
計画の認定+ベンチャーキャピタル、ベンチャー財団の審査

### 中小企業資成会社の投資制度の充実

投資事業  
・会社設立に際して発行される株式の引受け  
・増資新株の引受け・新株予約権の引受け  
・新株予約権付社債の引受け  
コンサルテーション事業  
依頼に応じて経営管理や技術の状況に応じて適切な指導  
特定中小企業者及び計画の認定、の場合は対等あり

### 小規模企業設備資金制度

設備資金貸付事業  
小規模企業の方が創業及び経営基盤の強化のために必要な設備を導入するための設備資金を無利子で貸付  
設備貸与事業  
小規模企業の方が創業及び経営基盤の強化のために必要な設備を、貸与機器が代わって購入し、リース販売・リース  
計画の認定

### 設備投資減税

取得の場合 取得価額の7%の税務控除または30%の特別償却  
リースの場合 リース費用総額の60%相当額につき、7%の税務控除  
**創業5年未満の中小企業者の欠損金の繰越期間の延長**  
**地方税の特例**  
組合等に対する特別土地保有税の非課税、事業所税の減免  
特定中小企業者の場合は、計画の認定、不要

税務面での優遇措置を受けたい

### 新規・成長分野雇用奨励金

対象労働者1人につき70万円を支給、対象労働者を雇入れた日の3ヶ月後から起算して1ヶ月以内に申請

### 新規・成長分野能力開発奨励金

実施奨励金は訓練の内容に応じて受講生1人につき11月当たり24,100円または90,000円が事業主に支給  
受講奨励金は、職業訓練を受けた日数に応じた1日当たり6,500円  
計画の認定+雇入れ計画等

雇用・能力開発を行いたい

### 新たな技術に関する研究開発及びその事業化を行う中小企業者等

\*特定中小企業者に該当する方も対象  
\*業種限定なし

認定申請書作成  
県担当課に提出  
県担当課の審査  
県知事の認定

### 認定を受けた研究開発等事業計画に従って事業の実施

### 特定中小企業者

製造業、印刷業、ソフトウェア業、情報処理サービス業に属する創業5年未満の者  
売上高に対する試験研究費の割合が3%を超える者  
売上高に対する試験研究費等の割合が3%を超える創業5年未満及び5%を超える創業10年未満の者等

詳しくは、山口県 新産業振興課 083-933-3143 または 中国経済産業局 新規事業課 082-224-5658 に ご照会ください

発行 山口大学「YUBIS」事務局  
連絡先 〒755-8611 宇部市常盤台2丁目16-1  
電話 0836-85-9972 FAX 0836-85-9952  
e-mail yubis@crc.yamaguchi-u.ac.jp  
URL http://www.crc.yamaguchi-u.ac.jp/yubis/index.html